

審査基準

医療機器修理業（許可・許可更新・区分変更(追加)）

第四十条の二

- 5 その事業所の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないときは、第一項の許可を与えないことができる。
- 6 第五条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の許可について準用する。